

平成  
28年度

# 入園児募集

保育園や幼稚園では  
大切なお子様の成長をサポートします！



支給認定区分	対象とする子ども	主な利用施設
1号認定	満3歳以上の就学前の子ども（2号認定を除く）	幼稚園（※）、認定こども園
2号認定	満3歳以上で保護者の労働や疾病などにより、保育を必要とする子ども	保育園 認定こども園
3号認定	満3歳未満で保護者の労働や疾病などにより、保育を必要とする子ども	

◎2号・3号認定は、保護者の就労時間などにより、最長11時間利用できる「保育標準時間」と、最長8時間利用できる「保育短時間」に区分されます。

## 支給認定

平成27年4月から、全国的にスタートした「子ども・子育て支援新制度」。保育園などを利用する際は、教育・保育の必要性に応じた「支給認定」を受ける必要があります。

（※）幼稚園については、新制度に移行する場合と現行制度を継続する場合があります。詳細は、幼稚園に問い合わせてください。

## 入園基準

保育園は、家庭において児童の十分な保育が出来ない場合に、保護者に代わって児童を保育する施設です。保育園へ入園できるのは、保護者や同居している祖父母などが、次の「保育を必要とする事由」のいずれかに該当する場合があります。

- ① 就労 ② 妊娠・出産
- ③ 疾病・障害 ④ 看護・介護
- ⑤ 災害復旧 ⑥ 就学 ⑦ その他

## 継続して保育園入園希望の人

- ① 保育園から支給認定現況届を兼ねた、入所申込書を配布します。
- ② 必要書類を揃え、入所申込書と一緒に保育園へ提出してください。
- ③ 現在の保育園を継続利用できます。

## 新たに保育園入園希望の人

- ① 保育園または住民課子育て支援窓口で、支給認定申請書兼入所申込書を受け取ってください。
- ② 必要添付書類を揃え、入所申込書と一緒に希望する保育園へ提出してください。
- ③ 町から支給認定証を交付します。（2月頃予定）
- ④ 決定した保育園を利用できます。

## 申込期間

11月2日（月）～27日（金）まで

## 保育料

4～8月分は保護者の前年度（平成27年度）の町民税額をもとに、9～3月分は当年度（平成28年度）の町民税額をもとに決定します。

区分	町内保育園	予定定員	保育利用可能時間 (月～土曜日)	特別保育	
				延長保育（※1）	休日保育
公立	高浜保育園 (高浜町) ☎ 32-0214	145人	【保育標準時間】 7:30～18:30  【保育短時間】 8:30～16:30	【保育標準時間】 7:00～7:30 18:30～19:00  【保育短時間】 7:00～8:30 16:30～19:00	○ (※2)
	志加浦保育園 (上野) ☎ 32-0427	60人			
	土田保育園 (館開) ☎ 37-1002	80人			
	中甘田保育園 (大島) ☎ 32-0369	80人			
	とぎ保育園 (富来領家町) ☎ 42-0366	135人			
私立	乳幼児保育園 (末吉) ☎ 32-2640	120人			○

\*いずれの保育園も、生後2カ月からの受け入れとなります。

(※1) 延長保育の利用は別途料金がかかります。

(※2) 町内公立保育園の児童は、高浜・とぎ保育園で休日保育が利用できます。

【お問い合わせ先】各保育園または  
住民課保育担当 ☎ 32-9122) まで



「もしかして  
あなたが救う  
小さな手」

あなたの連絡・相談が子どもを守るとともに、  
子育てに悩む保護者を支援するための大きな一歩となります。

**虐待かもと思ったら  
すぐにお電話をください。**



お住まいの地域の児童相談所につながります。一部のお電話からはつながりません。  
※通話料がかかります。  
連絡は匿名で行うことも可能です。  
連絡者や連絡内容に関する秘密は守られます。



相談・通告先	電話番号
児童相談所全国共通ダイヤル（いちちやく）	☎ 189
住民課	☎ 32-9122
児童相談 休日夜間携帯電話	☎ 090-8267-4693
七尾児童相談所（七尾市古府町そ部8）	☎ 0767-53-0811
地域子育て支援センター（志賀町乳幼児保育園内）	☎ 32-2640
保健福祉センター	☎ 32-0339
能登中部保健福祉センター（七尾市本府中町ソ部 27-9）	☎ 0767-53-2482

# 児童虐待は社会全体で 解決すべき問題です。

11月は  
児童虐待防止  
推進月間  
です。

児童虐待とは・・・

身体的虐待	殴る、蹴る、叩く、投げ落とす、激しく揺さぶる、やけどを負わせる、溺れさせる など
性的虐待	子どもへの性的行為、性的行為を見せる、ポルノグラフィの被写体にする など
ネグレクト	家に閉じ込める、食事を与えない、ひどく不潔にする、自動車の中に放置する、重い病気になっても病院に連れて行かない など
心理的虐待	言葉による脅し、無視、きょうだい間での差別的扱い、子どもの目の前で家族に対して暴力をふるう(DV) など

## 地域安全ニュース



### 11月は 児童虐待防止推進月間。

小さなサインも見逃さず、早期発見・保護が重要です。  
地域ぐるみで子育てをするという意識を持ちましょう。

#### 虐待に気がいたら

町や児童相談所に連絡してください。羽咋警察署や交番・駐在所でも相談を受け付けています。子どもの安全確保を最優先に、ためらわず連絡しましょう。

羽咋警察署・羽咋郡市防犯協会連合会（☎ 22-4970）

## 子どもインフルエンザ予防 接種費用の一部を助成します

- ◆対象者 1歳～中学3年生まで
- ◆助成額 1回 1,500円（13歳未満は2回・13歳以上は1回）
- ◆期間 11月2日(月)～平成28年1月31日(土)

#### 【利用方法】

- 母子手帳と印鑑を持参し、保健福祉センターか富来支所で申請。
- 事前に希望の医療機関に予約。
- 交付された接種券を医療機関に提示して接種を受ける。
- 1,500円を引いた残りの金額を医療機関に支払う。

※この予防接種は、保護者の判断で接種を決める任意予防接種です。医療機関によって、接種費用が異なります。事前に確認してください。  
※右記以外の医療機関で接種を希望する人は、事前に保健福祉センターへ問い合わせてください。

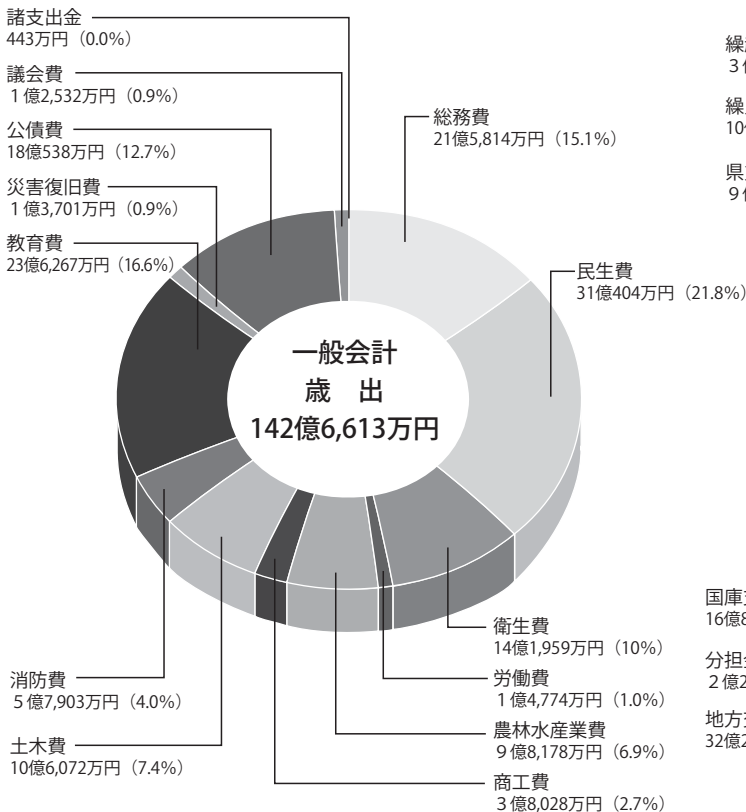
町内予防接種協力医療機関		対象		
		乳幼児	小学生	中学生
池野整形外科・耳鼻咽喉科医院	高浜町ソ9-1 ☎ 32-0040	○	○	○
岡田医院	富来領家町ホ3-2 ☎ 42-1921	○	○	○
加藤病院	高浜町ヘ1-1 ☎ 32-1251	×	○	○
河崎医院	高浜町ト1 ☎ 32-0019	○	○	○
志賀クリニック	高浜町ヤ79-1 ☎ 32-5307	○	○	○
四蔵医院	仏木ク15-5 ☎ 37-1030	○	○	○
富来病院	富来地頭町7-110-1 ☎ 42-1122	○	○	○
ひよりクリニック	富来地頭町8-168-2 ☎ 42-2300	○	○	○

保健福祉センター ☎ 32-0339

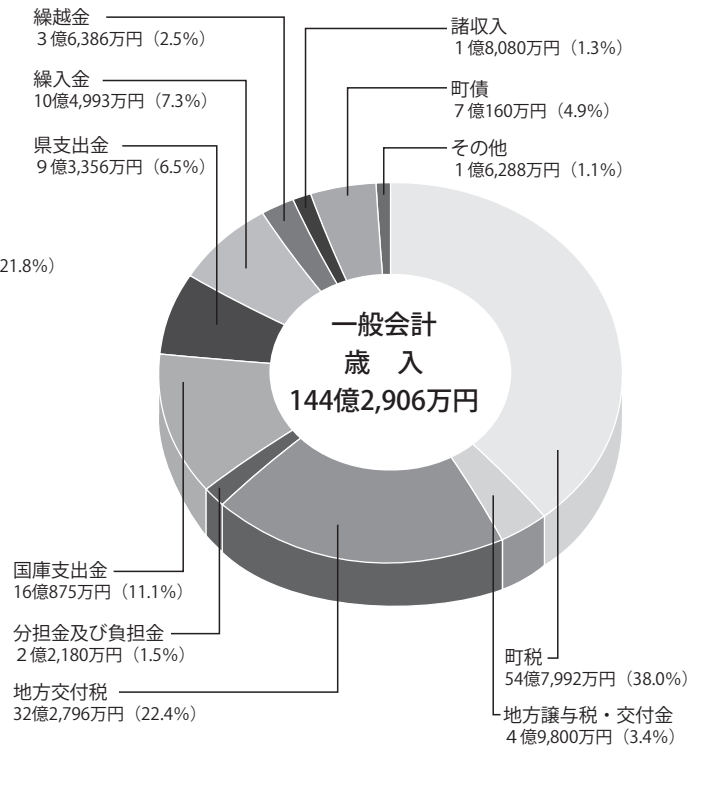
# 決算報告

平成 26 年度の一般会計と特別会計の決算が、9 月定例議会で認定されました。一般会計の決算は歳入総額 144 億 2,906 万円(前年度比 1.2%増)、歳出総額 142 億 6,613 万円(前年度比 2.6%増)となりました。

一般会計の歳出 **142 億 6,613 万円**  
(前年度比 3 億 6,795 万円の増加)



一般会計の歳入 **144 億 2,906 万円**  
(前年度比 1 億 6,702 万円の増加)



## 平成26年度 会計別決算状況

区分	歳入額	歳出額	差引額	
一般会計	144億2,906万円	142億6,613万円	1億6,293万円	
国民健康保険	27億7,191万円	27億7,023万円	168万円	
後期高齢者医療	3億1,614万円	3億1,562万円	52万円	
農業集落排水事業	5億133万円	5億133万円	0円	
公共下水道事業	10億1,779万円	10億1,779万円	0円	
地域し尿処理施設整備事業	1億4,397万円	1億4,397万円	0円	
簡易水道事業	1,544万円	1,544万円	0円	
介護保険	26億393万円	25億9,904万円	489万円	
診療所事業	1億7,183万円	1億6,859万円	324万円	
ケーブルテレビ事業	4億4,988万円	4億4,988万円	0円	
水道事業会計	収益的	7億6,437万円	6億610万円	1億5,827万円
	資本的	1億771万円	3億6,775万円	△2億6,004万円
病院事業会計	収益的	13億786万円	13億3063万円	△2,277万円
	資本的	3億1,172万円	4億168万円	△8,996万円

### 用語解説

- 町税**…皆さんに納めて頂いた税金。
- 地方譲与税**…皆さんから頂いた国の税金の一部が一定の基準により町に譲与されるお金。
- 地方交付税**…国が徴収する税金の中から町の財政需要に応じて交付されるお金。
- 分担金・負担金**…町で行う特定の事業により特別の利益を受ける人から、その受益を限度として徴収するもの(例:保育所の保育料など)
- 国庫支出金**…町が法令に基づき実施しなければならない事務や国と相互に利害関係のある事業などに対して、国が負担すべきものの総称。(負担金・補助金など)
- 県支出金**…特定の行政目的をもって、特定の事務・事業の全部または一部に充てるために県から支出されるお金。
- 線入金**…他の会計や基金から収入として繰り入れる資金のこと。
- 諸収入**…特定の歳入のための科目ではなく他の収入科目に含まれない収入をまとめた科目。
- 町債**…大きな事業を行うために国や県、金融機関などからの借入金。

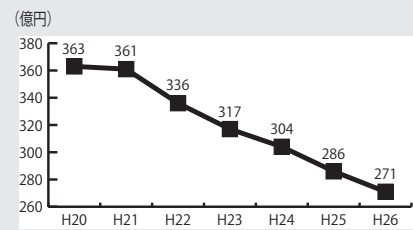
▶町の財産

基金	106億644万円 (うち一般会計 95億7,997万円)
有価証券	656万円
出資金	4億3,560万円

▶町の借りているお金(全会計)

区分	現在高
一般会計	100億5,996万円
特別会計	171億708万円
合計	271億6,704万円

▶町債(借入金残高)の状況(全会計)



## 平成26年度に 実施した主な事業

- ・社会保障・税番号制度  
システム整備事業

4,332万円



- ・要援護者等屋内退避施設確保事業  
(放射線防御施設) 1億2,158万円



- ・道整備交付金事業(志賀の郷線ほか)  
1億2,238万円



- ・都市再生整備計画事業  
(みらいとうぶ) 1億4,142万円



- ・統合小学校建設事業  
9億6,681万円



- ・海洋センターフレア改修事業  
1億9,042万円



## 町民1人 当たりの 決算額

(一般会計)

町税収入



248,725円  
(254,474円)

歳出



647,519円  
(624,413円)

基金残高(貯金)



434,820円  
(451,765円)

町債残高(借金)



456,607円  
(494,957円)

※平成27年1月1日現在の住民基本台帳人口22,032人 ※( )は、平成25年度の決算額

## 健全化判断比率 および 資金不足比率の公表

自治体の財政が健全かどうか判断するため、健全化判断比率および資金不足比率を公表することが義務付けられています。平成26年度決算に基づいて算定された志賀町の比率は、下表のとおり健全化基準を下回りました。赤字が生じない場合は「-」(該当なし)で表示しています。

実質赤字比率	連結実質赤字比率	実質公債費比率	将来負担比率	資金不足比率※1
普通会計の赤字から財政運営の深刻度をみる比率 早期健全化基準 :13.48%~ 財政再生基準 :20%~	すべての会計の赤字から財政運営の深刻度をみる比率 早期健全化基準 :18.48%~ 財政再生基準 :30%~	借金の返済額などの大きさから資金繰りの危険度をみる比率 早期健全化基準 :25%~ 財政再生基準 :35%~	町の負債の残高から将来の財政への圧迫度をみる比率 早期健全化基準 :350%~	企業会計の資金不足割合から経営状況の深刻度をみる比率 経営健全化基準 :20%~
- ( - ) ※2	- ( - )	13.9% (14.3%)	- (15.7%)	- ( - )

早期健全化基準 :財政の危険状態  
財政再生基準 :財政の破たん状態

※1 水道、下水道、簡易水道、病院の各事業会計が対象  
※2 ( )は、平成25年度の数値